

名張市立病院売店等設置運営事業 仕様書

本仕様書は、名張市立病院における売店等運営事業について定めたものであり、運営事業者が企画提案を行い、事業を実施するためには、本仕様書に記載された事項を満たす必要がある。

なお、運営事業者は、名張市立病院の病院理念を遵守するとともに、病院職員と同じ立場、業務を担うという自覚を持ち、規律と節度をもって誠実に業務を遂行しなければならない。

1. 事業名

名張市立病院売店等設置運営事業

2. 事業の目的

本業務は、病院内の売店スペース及び前院内レストランスペースを含む関連エリアの管理運営を一体的に委託し、同スペース等を活用した売店運営等により患者・家族・見舞者・職員の利便性の向上に加え、職員の福利厚生の充実のほか、施設の適正管理を図ることを目的とする。

3. 事業の履行場所

名張市立病院

三重県名張市百合が丘西1番町178番地

4. 事業期間

令和8年7月1日～令和11年6月30日(3年間)

※期間満了の一か月前までに、病院、運営事業者いずれよりも別段の意思表示のないときは、さらに一年間延期できるものとする。

5. 病院概要

- (1) 病床数 200 床（現在、3 階を閉鎖中、152 床）
- (2) 職員数約 500 人（有期雇用職員、委託業者職員を含む）
- (3) 平均外来患者数 276 人（令和 6 年度実績）
- (4) 入院患者数の状況（令和 6 年度実績）
 - ① 1 日平均入院患者数 134 人
 - ② 新入院患者数（1 日当たり） 9.2 人（のべ 3,388 人）
 - ③ 平均在院日数 13.2 日

6. 売店等設置運営事業エリア

- (1) （前）院内レストランスペース 及び準備コーナー

面積

- ① （前）院内レストラン：56 m² ※洗面設備あり
- ② 準備コーナー：11 m² ※水道設備あり

- (2) （現）売店スペース、（現）自販機コーナー

面積

- ① （現）売店：19.24 m²
- ② （現）自販機コーナー：11 m² ※給水管設備あり

- (3) ラウンジコーナー

面積 27 m²

上記のエリア（約 124 m²）を活用し、事業目的に合致した、売店等設置運営することとし、当院より維持管理業務を委託するものとする。

別紙図面で、売店等設置運営事業エリア各所を明示する。

7. 各種事業

(1) 売店設置運営事業

① 場所 売店等設置運営事業エリア内

② 面積 約 124 m²内

③ 営業日・時間

・平日(月曜日～金曜日) 10時30分～15時30分

・土曜日 休業

・日曜日・祝日 休業

※ 年末、年始、連休日等の休診日における休業については、別途協議する。

★提案・・・ 原則、上記のとおりとするが、営業時間の拡大については、提案も可能とする。

※一定期間の売上額に応じたサービス提供（営業時間の拡大も含む）を提案すること。

④取扱商品

・飲料、菓子類

・軽食(弁当、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ等)

・文具、日用雑貨、傘、杖類、雑誌等

・入院生活に必要な日用品類

・当院が要請する医療衛生材料等

★提案・・・・その他、利用者にとって利便性のあるもの、運営事業者が提案する商品及び当院が指定する物品等

⑤ その他の付随サービス

その他、運営事業者が提案する利用者にとって利便性があるサービス

⑥ 取扱い禁止商品

酒類（ノンアルコール含む）、タバコ、成人向け図書、その他当院が療養に適さないと判断する商品を取り扱わないこと。

⑦販売価格

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定すること。

⑧ごみ処分

売店運営にて発生した事業ごみについては、当院のルール及び関係法令を遵守し運営事業者負担で処分すること。

⑨（現）売店の平均売上（80万円程度：自販機収入は含まず）令和6年度実績（1月当たり）

⑩ 電気料金及び水道料金については運営事業者負担とすること。

(2)自動販売機運営事業

① 場所 売店等設置運営事業エリア内

② 面積 約124㎡内

③ 自販機の種類 指定なし

④ 管理 転倒防止やごみ箱の設置、設置箇所周辺の清掃等必要な処理を行うこと。

⑤ 販売価格

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定すること。

⑥ ごみ処分

自販機スペースにて発生した事業ごみについては、当院のルール及び関係法令を遵守し運営事業者負担で処分すること。

⑦ 電気料金及び水道料金（自販機及び、自販機スペース）については運営事業者負担とする

(3) イートインスペース

①場所 ラウンジコーナーを、イートインスペースとする。

②利用方法・管理

職員、患者、見舞い者、その他の方々が、自由に休憩できるスペースとし、売店で購入した、軽食、コーヒー等も飲食できるスペースとする。 売店営業時間中において、日常的な清掃、衛生管理を行うこと。

③時間 24時間利用可能とする

④電気料金 病院が負担とする。

⑤レイアウト変更や、改修、家具等追加に要する経費

病院で負担する。

※運営事業者が提案し、当院と協議の結果認められたものに限る。

★提案・・・ 原則上記のとおりとするが、このスペースを有効に使用するために設置する物、食品、販売方法を提案すること。例：売店が閉店後、職員が軽食を購入するため、食品用自動販売機を設置するなど。

8. 事業実施に当たっての留意事項

(1) 前述に示す営業日、営業時間、販売品目等については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については、運営事業者から提案された企画提案書に基づき、当院と協議の上決定する。提案する際は、当院利用者へのサービス向上及び当院職員の福利厚生の実現を図ることを考慮したものとすること。

(2) 事業実施に必要な機器、什器備品等を用意すること。また、内装等の工事については、運営事業者にて実施すること。

(3) 商品等の搬入時間帯及び経路については、当院の承認を得ること。

(4) 店舗内はもとより物品の搬出入ルート等は、常に整理整頓や清潔保持に努めること。

(5) 使用財産を転貸し、又は使用权を譲渡しないこと。

- (6) 車椅子使用者や身体の不自由な者が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- (7) 事業に係る苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。
- (8) 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は運営事業者が行うこと。

9. 貸付料及び手数料等

- (1) 当院は、運営事業者が売店、及び自動販売機設置等の運営に必要な場所を無償で提供するものとする。また、電気料金等については、当院で算出し、請求する額とする。
- (2) 運営事業者は、企画提案内容書の算出方法に基づき算出した手数料について、毎月、当院へ支払うものとする。
- (3) 運営事業者は、前2項に定める料金について、翌月の末日までに支払うものとする。

10. 業務体制

(1) 業務担当者

- ① 運営事業者は、本仕様書に記した業務を完全に履行できる知識と経験を有する者を必要数確保し、配置すること。
- ② 業務担当者は、社名を明示した名札を付けること。
- ③ 当院は、業務担当者の勤務状態の不良、その他の理由により不適格と認めた場合は、運営事業者に当該業務担当者の変更を求めることができるものとする。

(2) 業務管理

- ① 運営事業者は、業務担当者に対して、本事業に必要な知識、技術及び接遇応対等を向上するための指導、教育及び研修等を定期的を実施し、本事業を円滑に行うことができるよう万全を期すこと。
- ② 運営事業者は、業務担当者に下記の事項を遵守させること。

- ・ 業務に精通するとともに、規律を守り、明朗で親切・丁寧・正確・公平である

こと。身だしなみや当院の利用者に対する言動及び行動等に注意し、節度ある態度で業務を行うこと。

- ・業務上知り得た病院関係者、患者等の情報及び秘密を決して外部に漏らさないこと。また、退職後も同様とする。
- ・事故が発生した場合は直ちに当院に報告するとともに臨機応変の処置を行い、損害を最小限とするよう努めること。
- ・休憩は定められた場所で行うこと。

11. 運営事業者の責務

- (1) 運営事業者は本事業の実施にあたり、関連する全ての法令等を遵守すること。
- (2) 本事業を実施するにあたっては、当院の運営及び利用者に支障のないように配慮するとともに、安全管理及び災害防止等に注意し、災害・事故等が発生した場合には最善の処置ができるよう体制を整えること。
- (3) 運営事業者は、使用する諸室等について、善良なる管理者の注意をもって維持管理を行うとともに、整理整頓を徹底し、美観及び衛生環境の維持に努めること。
- (4) 損害賠償実施
 - ① 運営事業者は、本事業の実施にあたり、当院または第三者に損害をおよぼした時は、当院の責に帰す理由による場合の他は、その賠償の責を負わなければならない。
 - ② 前項を担保するため、運営事業者は業務の履行について損害賠償責任保険等必要な保険に加入し、契約締結後速やかに契約書の写しを当院へ提出すること。
- (5) 当院が実施する消防及び災害訓練等に積極的に参加、協力をする事。
- (6) 災害・事故等への対応災害・事故等が発生した場合には、最善の処置を行うとともに、速やかに当院に報告し、協力して避難や被災者の救護等の対応を行うこと。

12. その他

- (1) 当院は、本仕様書に記載されている事項が誠実に履行されていないと判断した時は、契約期間中であっても契約を解除できる。

- (2) 事業内容については、必要に応じて当院と協議のうえ、仕様書の見直しを行うとともに、継続的な事業の質の向上を図るものとする。また、仕様書の見直しに伴い、契約条件の変更が発生した場合においては、契約変更を行うものとする。
- (3) 運営事業者は、本契約の満了または解除に伴い事業を停止する時は、事業の引き継ぎまたは引渡しに十分配慮し、事業運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (4) 契約が解除された場合または契約期間が満了したときは、運営事業者の費用で当院が指定する期日までに施設の原状回復を行い返還すること。
- (5) 本仕様書及び契約書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、当院と運営事業者で協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 現売店の居抜について、
運営事業者が希望すれば、現売店の商品を引き継ぐことも可能とする。

13. 病院の費用負担

- (1) 売店等の改修の一部において、運営事業者の提案によるもので、患者、家族、見舞者、職員の利便性、職員の福利厚生の実を促すと判断できるものについては、最大 50 万円（税抜き）を当院が負担するものとする。なお、対象経費、所有権及び負担方法については、事前協議の上決定する。

(2) 職員の福利厚生

この度の売店等運営管理事業は、(現) 売店スペース、(前) レストランスペース、ラウンジコーナーの管理運営業務を一体的に委託し、職員の福利厚生事業を含めたものとする。売店等の運営においては、職員の福利厚生に寄与する提案をすること。閉店時間を超えても、職員であれば、軽食等を購入可能なシステムの導入や、イートインスペースの衛生管理、および、イートインスペースで過ごしたくなるような工夫、さらには災害時対応、その他、職員のニーズに合致するような提案をすること。なお、これらの企画提案内容に対し、委託費として月額最大 65,000 円を当院が負担することができる。

14. 職員昼食等販売業務

※職員食堂での昼食提供が不可能となった場合の代替案の提案

- (1) 当院の職員食堂スペースで、職員の昼食（弁当）を提供すること。
- (2) 一定時間までに職員から予約を受注し、翌平日の正午前に渡せる状態にすること。
- (3) 職員からその費用回収すること。
- (4) お弁当提供店の選定、予約方法、決済方法等は、運営事業者の提案による。
- (5) 実績数 平日 25 食（令和 7 年）

